

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成 30 年 9 月 12 日（水）午前 10 時～午後 3 時 30 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 委員 木村冬樹
委員 堀巖 委員 宮川 隆 委員 関戸郁文
委員 伊藤隆信

説明者 市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、環境保全課長 丹羽至、同廃棄物グループ主幹兼清掃事務所長 佐野隆、健康課健康支援グループ主幹 城谷睦、都市整備課長 西村忠寿、学校教育課長 石川文子、同学校教育グループ統括主査 佐野亜矢、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同指導保育士兼子育て支援センター長 社本真夕美、同児童グループ統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤顕

陳述人 服部秀夫、森喜代子、山田千代子、甲山海緒、小林麻衣、榎原妙子、服部亜美

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 69 号	委託業務中の火災により生じた損害の賠償に係る和解について	全員賛成 原案可決
議案第 70 号	健幸都市宣言	全員賛成 原案可決
請願第 4 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 5 号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 6 号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 7 号	岩倉のすべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 8 号	保育環境をより向上させるために保育士増員を求める請願書	全員賛成 採択

請願第 9 号	保育の充実を図るため育児休業中の保育について保育継続を求める請願書	全員賛成 採択
請願第 10 号	保育園への送迎時の混雑解消や安全のため駐車場対策を求める請願書	全員賛成 採択
陳情第 7 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書	聞き置く
陳情第 8 号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するため市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書	全員賛成 趣旨採択
請願第 2 号	西部保育園の維持・存続に関する請願（継続審査）	全員賛成 趣旨採択
請願第 3 号	公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願（継続審査）	全員賛成 趣旨採択

厚生・文教常任委員会（平成30年9月12日）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、定刻となりましたので、ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願9件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局からの挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 皆さん、おはようございます。

朝晩、秋の気配が感じられるきょうこのごろになりましたが、愛知県内では、また岐阜県内でも既にインフルエンザの学級閉鎖というようなニュースも入ってきているような状況でございます。

つい最近まで、熱中症が大変心配されておりました。熱中症による救急搬送は、岩倉市では、ことし5月から8月で37件、9月以降は今のところないということを消防のほうからお聞きしております。体調に変化を来しやすい時期でありますので、健康管理には十分な注意が必要だというふうに思います。

また、先週でございますけれども、市では、敬老事業の一環で敬老祝い金をお届けに高齢者の方の居宅訪問をいたしましたが、岩倉市では、ことし満100歳以上になられる敬老金の対象者の方が18人お見えになります。最高齢の方は、ことし111歳になられるということでございます。全国の最高齢が115歳でありますので、岩倉の方、女性の方ですが、ぜひ頑張って、これからも御長寿にいていただけるといいなあと思っておるところでございます。

本日の厚生・文教常任委員会では、健幸都市宣言とほか1件の、合わせて2件の議案について御審議をいただくものでございます。当局のほうは、主査以上の職員で出席をさせていただいておりますので、御審議のほど、どうかよろしくお願ひいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございました。

それでは、審査に入る前に、本日の審査の順番について、委員の皆様にお諮りをいたします。

本日、多くの請願が出ております。また、陳述人の方もお見えになっておりますので、まず請願第5号より審査を始めたいと思います。

また、請願第5号、それから第6号、そして陳情第8号は、請願代表者、また陳情代表者、取り扱い団体が同じであり、趣旨の説明が関連する内容も

ありますので、一緒に審査をさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

請願第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」、請願第6号「愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」、そして陳情第8号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」、以上を議題といたします。

それでは、請願者の方より意見陳述をされたいとの申し出がございましたので、これを認めます。

それでは、意見陳述のほうをよろしくお願ひいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） おはようございます。

私学をよくする愛知父母懇談会、岩倉ブロックの服部と申します。

きょう来ている2人を自己紹介させてもらいますので、よろしくお願ひします。

◎陳述人（森 喜代子君） おはようございます。

岩倉ブロックの父母代表をしております森 喜代子です。きょうはよろしくお願ひいたします。

◎陳述人（山田千代子君） 岩倉ブロックの山田千代子です。よろしくお願ひいたします。

◎陳述人（服部秀夫君） それでは、私のほうから話をさせていただきます。

まず、岩倉の先生方には本当に私学助成に関しまして、御協力、そして御理解をいただきまして、先般、私どもはこの市役所に出向きました、市長初め関係各位の皆様方に話をさせていただきました。非常に温かい対応をいただきまして、心から感謝申し上げます。まず、冒頭にそのことをお伝えしたいと思います。

それでは、趣旨内容を話をさせていただきますが、まず今、委員長のほうから言わされました内容につきまして、2ページをごらんになってください。

1枚目の裏ですけれども、請願事項というのがあります。それをちょっと見ていきたいと思います。

国に対する私学助成の拡充を求める意見書の提出のことなんですけれども、こう書いてあります。

父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充してほしいと。

それから、国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること。

それから、県に対しては、教育の公平を実現し、私学選択の自由を確保するために、授業料助成と入学金助成を一層拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること、こういうような請願内容になっております。

このことにつきましては、後で資料等をもとに話をさせていただきますけれども、まず1枚目をごらんになっていただきたいと思います。

現在の私学助成を取り巻いている状況、情勢はどうなっているかということについて、まずお話しさせていただきたいと思いますけれども、(2)です。

全国的な潮流を背景として、国と県に対しての請願事項と書いてあります。

まず、愛知県においては3分の1の高校生が私学で学んでおって、私学も公教育の重要な一翼を担っていると、これは皆さん方も御存じのとおりだと思います。本来、学校は公立・私立を問わないで、誰もが教育の中身で自由に学校を選択することが、本来ならそれが望ましい姿でありますし、よって、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、単に私学の問題だけでなく、父母市民にとって切実な要求だというふうに書いてあります。

実は、けさの中日新聞の一面にありますけれども、教育公費の割合が日本はまた最低だという記事が載っていました。O E C D 34カ国中、最低だと。O E C D の平均が4.2%に対して、日本は2.9%。そこに何て書いてあるかといいますと、ちょっと読ませていただきます。

小学校から大学まで、1人当たり1万2,120ドルとなり、各国平均の1万3,091ドルを上回ったと。教育費が比較的高いのに、公的支出の割合が少ないことで家庭負担に頼っている現状、これは日本の状況ですね。

O E C D の調査担当者は、特に家庭負担が重い大学などの高等教育と幼児教育、保育については、公的支出を中心・長期的にふやしていくべきだと述べた。政府は19年度以降、幼児教育や高等教育の一部無償化に取り組むことを既に決めている。このことについても、後で述べたいと思います。

実は、全国的な私学の無償という潮流は、そこにありますように新規改善というところがありますように、大阪、京都に続いて、東京、埼玉、これが2017年度予算で無償化が拡大しました。

私たち父母、教師、生徒は、私学助成の拡充を求めて、本当に50年近く運動を積み重ねてきて、国や県、そして市町村の当局の方々、県会、市会議員の皆さんに、私学助成への理解と共感が深められていったというふうに

思っております。そして、ここ数年は高校生が主体者として登場して、そしてさらに理解と共感の輪が広がってきてているというふうに思っております。

実は、ことしの11月に岩倉市の総体文でオータムフェスティバルという集会をやります。毎年やっておりますけれども、実は10年ほど前は、よくこう言われました。壇上に座っていても、被告席に座っているようだというふうなことを言われて、本当につらい思いがするということをあちこちの地域の県会議員さんが言われておりましたけれども、今そういうふうなことを言われる県会議員さんはいません。子どもたちの姿に共感をし、そのとおりだと、本当に私学は無償化の方向を向いている、そうしなければいけないんじやないかという共感の声を私たちにはいただいて、私たちはさらに勇気を与えられております。

そういう歴史的な転機が今あります。そしてそれは、そこに矢印がありますけれども、文科省や就学支援金制度の見直しに向けた協力者会議、これは8回開催されましたけれども、ここにおいては普遍主義（所得制限なし）でないのは、ということは、所得制限があるというのは国際的に無償化議論とは言いがたいと、ほぼ全員の委員が所得制限の撤廃を発言しております。今まででは低所得者には厚く、そして高所得者には薄くと、これはもう当然だろうというふうな議論であったわけですけれども、そうではないというような状況が、今広がっております。

そしてことし、愛知県に対しては、授業料助成については授業料無償化対象者をさらに広げてほしい、今350万以下が無償化の対象になっておりますけれども、それを年収610万円までの人たちに対して対象にしてほしいという趣旨の一文が組み入れられた請願書に、ことしはなっております。

そこに、神奈川からずっとありますけれども、ここをるる説明する必要はないと思いますが、少しだけ、改善の大坂のところを見ていただきたいと思いますが、大阪は590万円以下を無償化にしました。ことし、子どもの数によって変えてきました。ここには書いてありませんけれども、子ども1人の場合は年収800万まで学納金の負担を20万、子どもが2人の場合は年収800万までの学納金負担を10万、子どもが3人になった場合は、年収800万円までは学納金負担をゼロにするというような、子どもの数によってそういうふうなことが大阪ではなされております。

そして、現在の安倍内閣のほうでは、消費増税を財源として2020年度に年収590万以下に対しては、私立高校の授業料を無償化にするというふうにマスコミを通じて報道されておりますが、文科省のほうは、しかし実現するかどうか全く予断を許さないというふうに言っております。あれは政治決着だ

から、どうなるかわからないというような話も漏れ聞こえてくるのが現状です。

さて、1ページの一番下ですけれども、その一方で、愛知県は公立高校の入試改革をしました。三河が2つの学区を1つにしました。そして、尾張部も共通校が拡大しました。そのことによって、どういうことが行われてきたかといいますと、公立高校の内部の選択の自由は確かに拡大し共通校も拡大しましたので、公立志向がさらに拍車をかけられております。よって、公私間の学費格差が現在のように放置されたままでは、私学は再び公立の補完物化と逆流せざるを得ない、そういう状況に直面しています。

私たちは、教育の中身で、学費のことは問題ではなくしておいて、学校の教育の中身で公立・私学を自由に選択できるという状況を何とかつくりたいというふうに思っております。それは、父母の願いだけではなくて、本当にこれは市民にとっての深い願いではないだろうかというふうに思っております。

裏へ行きます。

さて、先ほど冒頭に申し上げました請願事項に対して、まず国に対しての②番の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金、いわゆる国基準の充実につきましては、これは資料の3をごらんになっていただきたいと思います。

ページの3です。

どういうふうになってきたかといいますと、国基準というのは、釈迦に説法ではありますけれども、そこにありますように資料の3の国基準とはの3行目、国が経常費助成として、愛知県に交付する国庫支出金と地方交付税交付金の合計額が国基準と私たちは呼んでおります。いわゆる、つまり国基準単価掛ける愛知県の全私立高校生の数のお金が、国から愛知県に交付されるというふうな形になっております。

2008年までの愛知県は、国基準に対しては愛知県独自の予算を国基準に上乗せしました。そして、各学校に経常費助成を配分してきました。しかし、法律上は、実は地方交付税交付金というのは地方自治体の判断で、ほかに使うことができるということなんです。だから、必ずしも教育に使わなければいけないということではないんですけども、国ほうは国基準として教育費で使いなさいということがあったんですけども、リーマン・ショック、2008年ですね、愛知県の経常費助成は国基準を下回りました。国が私学助成に使うために交付したお金の一部をほかに使ったということあります。

そこの下の表を見ていただきますと、2008年まではプラスの上乗せがありました。2008年、リーマン・ショックの後は、マイナスが2年間続きました。

それではいけないんじゃないかということで、県に対しての運動をしまして、2015年から国基準単価がそのまま教育費のほうに反映されるという状況をつくることができたわけであります。

2ページのもう一回、請願事項をごらんいただきと思ひますけれども、今度は、県に対して授業料助成と入学金助成を一層拡充してほしいということ、それから米印のところにあります入学金補助の比率を授業料助成のそれと同比率にしていただきたいということについて話をさせていただきたいと思います。

資料の2をごらんになってください。

2ページの下のところです。

乙ランクの入学金補助は、9年ぶりの2016年に増額されました。授業料助成の実態に合わせて増額されました。本当に、これは県の私学振興室及び県議会の皆さんのおかげだというふうに思っておりますが、この額は2017年度も変わりはありません。そこにありますように、甲のI、甲のIIにつきましては39万8,400円ということで、100%の補助になっております。それから、乙Iにつきましては66.6%、つまり3分の2が助成されているという、乙のIIは2分の1が助成されているという状況になっております。

入学金補助は2年前に甲のIとIIに対しては20万円の、つまり全額ですね、20万というのは入学金の平均値です。まだ20万より多いところもありますけれども、ほぼ20万、これが100%助成されております。

乙のIは10万円、乙のIIは6万円ですけれども、先ほどの請願事項の中にもありますけれども、これを授業料軽減助成と同じ比率でやってほしい、つまり、乙のIは現在10万円で50%なんだけど、これを3分の2、つまり13万円にしてもらえんかと、それから乙のIIは現在6万5,000円で32.5%だけれども、これを2分の1の助成、つまり10万円にしてもらえんかということを、今県に対してはお願いしているわけであります。

さて、資料の1をごらんになってください。その上です。

現在、主な県の授業料補助の比較をそこにちょっと書いてみました。

そこにはありますように、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、主要な県だと思いますけれども、年収350万以下では、愛知がもう特筆になっております。これは本当に、私たちの願いを正面から受けとめていただいている県の力が大きいと思います。

入学金補助が出ているのは神奈川と愛知だけでありますし、初年度納付金を見ていただきましてもわかりますように、もう愛知はぐっと低い比較になってしまいます。自己負担額もそういうような状況になっております。

実は1976年に、私たちは、ぼんぼん雨後のタケノコのように各私学が授業料を上げました。生徒がどんどんふえていって、それが減っていくときに校舎をわっと建てたものですから、その負債があるものですから、授業料をわっと上げたときがあります。そんなことをやつたら父母の負担はどうなるんだということで学位凍結宣言というのをやりまして、私も担当になっておりますけれども、奨学資金財団をつくりました。奨学資金財団で、今子どもたちは1億円募金というのをやっておりまして、1億円も数年前に達成しておりますし、皆さんも御存じの、私たちのグループの鷺津喜久枝も1億円募金の責任者の一人として活躍しました。

今現状、授業料補助がこうやってふえる中で、2017年度の奨学資金をもらった生徒は27名です。数年前までは100名を超える、150名ぐらいおったのですが、そういうような助成金がふえることによって、27名という数字になってきておるということをお伝え申し上げます。

さて、請願事項の下の米印の2つ目、甲ランクについては、2011年度に授業料については実質無償化されたけれども、授業料助成と入学金補助を差し引いても、施設設備費などを含んだ月納金5万円の公私格差が残っています。ですが、甲のI、IIにつきましては100%の授業料助成ができるますが、実は、甲のI、IIの350万円以下の親御さんたちは、施設設備費5万円を、4万7,000円ぐらいなんですね、払わなければいけないという状況があります。ですので、私たちは施設設備費を授業料に組み込んでいった状況を、学納金を基礎にした助成制度をする必要があるのではないかということで、今話をしております。

実は、このことは昨年のこの場でもお話ししましたけれども、愛知県の場合は、施設設備費は4万5,000円ですけれども、岐阜県は20万円なんですね。施設設備費が岐阜県は20万です。授業料が20万です。授業料と施設設備費が同じなんですね。合計すると愛知よりも高くなってしまいますけれども、何で20万かといいますと、岐阜の学校ではなくて、愛知県のほうに流入することを多分恐れているんだろうと。愛知県のほうに就学助成があるしということで、流入することを恐れて、岐阜のほうが授業料が安いよというような建前をつくって入学させる。ところが、施設設備費がぼとと高いということで、びっくりすると。

広島なんかは、授業料よりも施設設備費のほうが高いという状況がありまして、各県の状況はさまざまな状況がありますけれども、一応そういう形で私たちはお願ひをしております。

3ページを見てください。

さて、最後です。

資料の4ですけれども、市町村助成、岩倉もそこに書いてありますけれども、増額していただきました。2012年度、岩倉市は2万円を2万2,000円にしていただきました。このときの教育長のお言葉は、皆さんが活動していることが私たちには見えております。その活動に対して敬意を表しますということで、岩倉市の助成を上げていただいたということで、非常に私たちは手をたたいて喜んだ記憶があります。

さて、市町村助成につきましては、現在愛知県の中で廃止されているのは常滑市だけです。あとは、全てのところで復活、そこになりますように一宮とか江南も復活しました。そして2018年度、今年度ですが、一番下、江南市は増額していただきました。これは去年のオータムフェスティバル、11月にやった集会のときに、江南市、大口町を、扶桑町の市長の方々が来賓室で話をしておりまして、江南の市長さんが、江南はちょっと上げないかん、うちには少ないからなあということを言われて、それを壇上で市民の方々に正面切って言われたと。おおっと思いました。そうしたら、ことしの3月にそこにありますように、甲のIランクが1万円を2万円に上げる、こういうようなことがありました。私たちの願いを正面から受けとめていただく岩倉や江南ということがあります。とてもありがとうございます。

今後ともよろしくお願ひしたいということを最後に申し上げまして、私の報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎委員長（鬼頭博和君） 詳しい説明を本当にありがとうございました。

それでは、紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。いいですね。

[発言する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） では、紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 請願者にお聞きしたいと思っているんですけど、私たち岩倉市議会、私学助成に対して、国・県に対して、毎年この請願を受けとめて採択をさせていただいて、意見書が出ているという状況だというふうに思います。

先ほど紹介があった岩倉市の独自の私学助成についても、あれはたしか2011年の陳情を合わせて、議会でも採択をして上げていただいたという経過もあったというふうに思っています。

それで、全面的に支持しているところであるわけですけど、1つだけちょっと気になるのが、請願趣旨だとか意見書の案文にも示されている昨年12月

に政府が発表した消費税増税による2兆円パッケージということで、それを財源に充てて私学の無償化を制度設計しているというところなんですね。

それで、消費税というのは御存じのように、所得の低い人ほど負担が重くなるという逆進性の強い税金だというふうに思っていまして、私たちは、これを財源に社会保障だとか教育の財源にしていくということは、一方で、所得の低い人から多く負担を重く取りながら、それを返していくところで、財源としてはふさわしくないというふうに常に思っているわけなんですけど、非常にちょっと政治的な話で申しわけないんですけど、消費税を財源にした私学の無償化というところについてはどのようなお考えなのか、少しお聞かせいただければと思います。

◎陳述人（服部秀夫君） 木村委員の言われたとおり、同じ思いです。

それを財源にするということについての是非については、先ほど述べませんでしたけれども、やはり個人的にはいかがなものかというふうな思いは持っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

◎委員（堀 嶽君） ちょっと細かいところで申しわけないんですけども、いただいた資料のA3の縦の2ページ、資料①と資料②のところの数字がちょっと若干違うので、どちらがどうなのかちょっとお聞きしたいんですけど、①の資料1の愛知のところの授業料助成は39万4,800円、②のほうでは39万8,400円となっています。月額3万3,200円を12掛けると、39万8,400円になるんですけど、この39万4,800円というのは、また違う数字なんでしょうか。

◎陳述人（服部秀夫君） いや、間違います。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、39万8,400円が正しいんですね。わかりました。

◎委員（堀 嶽君） さっき、O E C Dの話がありました。

実は、僕も一般質問でそのことを取り上げて、市のほうに教育費、子どもにかける予算として、全体のバランスとして低いのではないかという質問をしました。市の回答としては、そうは考えていないと、十分な予算を組んでいるという回答でした。

そこでお伺いするわけですけれども、陳情のほうになっている独自助成、愛知、岩倉の2万円というのを先ほど評価されておりますけど、国や県がそこら辺の進捗状況が進まないときには、やはりそれまでは市の独自助成を望むという趣旨でよろしいんでしょうか。

◎陳述人（服部秀夫君） 国は、全体が私学の無償化になったときに、それ

こそ先ほどの施設設備費の問題とか、そういうものが解消されたときには、やはりこれはもう一回検討して、着地をしたいなあということを思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私、けさ新聞を見まして、非常にタイムリーな記事だなあと思って、一生懸命読みました。

日本の教育に対する公費がやっぱり少ないのでかなあという、O E C Dですかね、最下位という。しかし、教育に係る日本の費用というのは平均よりか高いという現状も書いてありましたね。だから、日本の教育費自体が高いのかなあという、それは公費なのか私学なのか、その辺はちょっとわからないですけど。

今、表の中で非常に詳しく書いてあって、資料の1で東京、神奈川、愛知、京都、大阪と、それぞれ授業料の補助のあれが書いてあるんですけど、愛知県というのが非常に初年度の学費というのが少ないですね、比べてみると。これはやっぱり、当然それぞれの地域によって格差があるでしょうけど、それは抑えられているということですか。それは、全部平均の金額ということでしょうか。

◎陳述人（服部秀夫君） 学校によっては、例えば私、同朋高校という中村区の学校だったんですけど、その中には音楽科というのがあります。音楽科というのは特殊な科で、生徒1人に対して1人の先生がつくとかいうような指導もありますので、学費は普通科や商業科に対しては少し高いというのはあります。

今ここに書いてあるのは、そういうものも含めた平均値なんです。それは、先ほど申し上げましたように、学費を上げるなど、上げてはいけないということで私たちは学校に対して運動してきたんです。そのせいもあって、こういう状況になっている。それは、やっぱり学校側の経営者の方々と、私たちと、絶えずこういう話し合いを持つ機会がもう歴史の中であって、これはもう守っていこうと、父母負担の軽減というのは私たちの責務なんだということをお互いの共通理解にしながら、経営者の方々もぐっと我慢して、上げたいところだけれども、もう少し経営努力をしようということでやってきていただいております。

上げる場合は、必ず上げるんだということを事前に言って、それはどういう理由だという財政上の問題とか、それから父母に対してもきちんと説明し、教職員のほうにもきちんと説明する。そういう責任を負いながら、上げることについては考えてほしいということを含めまして、ずっとここ数十年やってきた成果だというふうには思っております。

◎副委員長（鈴木麻住君） それで、施設設備費の話が今出ていましたね、4万5,000円ですか。それを、要するに授業料の中に含んで比較しなきや、ちょっとと比較できないんじやないかというお話だったかなあと思うんですけど、施設設備費も授業料の中で全部含んだ状態での比較というのは、まだできていないということですかね。各県とかいうところでの比較というか、授業料の比較。

◎陳述人（服部秀夫君） 施設設備費を入れているところもあります。愛知県の私学の中でも、施設設備費を授業料の中に入れて学納金、結局授業料というお金であっても、それから施設設備費というお金であっても、結局同じなんですよね、財布の中に入れてしまえば。ですので、それを含めて、出すほうは同じ財布から出すですから、それに対しては、やっぱりきちんと補助を国と県のほうからすべきではないのかというふうに。だから、授業料全体が、5万円が入りますと学納金が上がりますよね。だから、その分に対して補助を出しなさいということなんです。

もちろん、私学の中には一緒に入れているところもあるし、施設設備費は施設設備費で別なものだから分けないかんと言っている経営者の方も見えます。まだまだそこら辺は統一されておりません。

◎副委員長（鈴木麻住君） それは、何かこうしなきやいけないという基準はないわけですね。

◎陳述人（服部秀夫君） 本来なら、やっぱり入れるべきだということで私たちには運動しておりますけれども。

◎副委員長（鈴木麻住君） そういうことですね。わかりました。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） では、ないようですので、討論に入ります。
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。採決は、案件ごとに行います。

まず、請願第5号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願書」についての賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決しました。

それでは、続きまして、請願第6号「愛知県の私学助成の拡充に関する意

見書の提出を求める請願書」についての賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第6号は、全員賛成により採択すべきものと決しました。

最後に、陳情第8号に関して、今最後に説明がございましたけれども、これに関する扱いはどのようにいたしましょうか。

[「ちょっと聞きたいことがあるんだけど」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、質疑のほうを。

陳情第8号に関しては、少し済みません、戻ります。

質疑のほうにもう少し、じゃあ行きたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 先ほど少し申し上げましたように、岩倉市も2012年度に岩倉市独自の私学助成金について少し上げるという取り扱いがされました。それには、こういう陳情書を同時に採択してという経過があったというふうに思っています。

今の現状として、愛知県内、近隣市なんかも含めまして、江南市が大幅に上げたという状況があるということでありますけど、岩倉市の額というのはどういう位置にあるのかというのは、どのように捉えられていますでしょうか。

◎陳述人（服部秀夫君） こちら辺の近辺で申し上げますと、江南は今の数字なんですけれども、犬山は1万円、それから大口町は甲のIランクで3万2,000円、それから甲のIIで2万円、乙のIで1万6,000円、乙のIIは1万円と、そこは財政的に潤っていますので、それから小牧が甲ランクで2万円、乙Iで1万2,000円。だから、大口はちょっと突出しておりますけれども、それ以外につきましては、大体横並びだというふうにお考えになって……。

[発言する者あり]

◎陳述人（服部秀夫君） 資料は、この前……。ですよね。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 私のほうから、じゃあちょっと1点、当局のほうにお聞かせいただきたいんですけど、岩倉は今一律2万2,000円というふうになっているんですけども……。

[「一律ではないです」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） そうですか、上限が2万2,000円。わかりました。ありがとうございます。一律と思っていました。

◎陳述人（服部秀夫君） 一律にしていただきたいんですけど。

◎委員長（鬼頭博和君） 上限が、今2万2,000円ですね。わかりました。

それでは、他に質疑はないようですので、陳情の取り扱いに対して、いかがいたしましょうか。

◎委員（堀 嶽君） 提案します。

先ほどの請願と趣旨はほとんど同じなわけで、陳述人の方もこうしてお見えになって、毎年請願、陳情をやられるわけです。

やはり陳情であっても請願並みに採択すべきだというふうに私は提案します。

◎委員長（鬼頭博和君） 今、請願並みに採択するべきであるという意見がございました。

他に御意見ございますか。

[「休憩いいですか」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、これより議員間討議に入りたいと思います。発言をお願いいたします。

◎委員（宮川 隆君） 先ほど堀委員のほうから、請願並みに採択すべきというお声もありました。

私個人的には、それぞれの自治体の財政力によって金額の格差があること自体がおかしい。要は、子どもたちと同じ基準で育てていくというのが本来の必要な政策の基礎になるものだとは思っています。

とはいいうものの、現実、その自治体ごとの財政的な課題というのはあります。この中で、請願の中では、いつまでに幾ら上げろというような数字とか期日が記されているわけではないので、単純に議会として採択するということもあり得るとは思うんですけれども、要は、予算執行権を持っている執行機関に対してどのようなアプローチをしていくかということが今後大切なことかなあと。できもしないことを一方的に、こちらが議会として要求するというのも、それは酷な話だし、かといって、子どもたちの教育環境をいかに段階的でもいいから上げていくかというのは、それが必要な部分なのかなあと思っています。

そういう意味合いでいうと、どういうような議会として、委員会でどう取りまとめて、議会としてどう執行機関に投げかけていくのかという一定の指針みたいなものを持たずして、文面だけで採択してしまうというのは、ちょっと粗っぽいような気がするんですけども、皆さんの御意見をお伺いしたいなあと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私も同意見で、ちょっと数字が見えないんですね。例えば拡充をして、どのぐらい拡充するかにもよるんですけど、対象者が何人ぐらいいて、どのぐらいそれによって経費というか、予算がかかるのかなあという数字がある程度つかめないと。

◎陳述人（服部秀夫君） 対象者は一番最初に書いてあります。資料の一番最初に。説明はしませんでしたけれども。

◎副委員長（鈴木麻住君） 済みません、見落としました。

◎委員長（鬼頭博和君） 225人ですね。

[「主要施策の成果報告書の193ページに内訳まで示していますので。」
と呼ぶ者あり]

◎副委員長（鈴木麻住君） どのぐらいを拡充するかにもよって、予算的なものも、それもランクによって分かれていると思うんですけど、今の市の助成も、そんなに近隣市町と比べて低いというわけではないということですね、今のお話を聞いていると。

だから、どの程度まで考えられているのかなあというのも、ちょっとそれによっても違うのかなあということで、そのまま採択というわけにはいかないかなあと思います。

◎委員（堀 嶽君） そういうことを言い出すと、先ほど国・県に対する趣旨を理解して意見書を上げるということについては、皆さん賛成したわけですよね。それというのは、国や県の財政状況をちゃんと理解して、どれだけふえるかということを理解して賛成されたのでしょうか。国や県だって一緒に思うんです。すごい額の、全国的に採択するとなると、経費を出すわけです。それも税金です、皆さん国民の。

ここでは、そういう具体的な数字を上げていないけれども、趣旨は一緒なわけで、市の裁量権として、ここから1,000円上げるとか2,000円上げるのは市の裁量権、それは市が考えることだと思います。

豊明市は最高で5万円、だから順位とかそういうことではなくて、市の姿勢として財政力、さっき宮川委員も言われたように、財政力で格差があつてはいけないわけで、豊明だってそんなに財政が豊かではないと思います。だけど、やっぱりそこで5万円という打ち出し方をしている。それは、そういう思いである、請願者の陳情だろうと請願だろうと思いは一緒なので、それを同じ尺度で採択をさっきしたのだったら、採択すべきだというふうに僕は提案を申し上げた。そういうことです。

◎委員（宮川 隆君） 別に、堀委員の言われていることに反対しているわけではないという前提で、ただ、先ほど国や県に対してという部分と趣旨は

同じだと思うんです。ただ、置かれている我々の立場というものが、やはり委員会として決定して送付するということは、それなりの責任を担うわけですね。また、影響力も当然、我々が国や県に言うのと、我々が岩倉市の執行部に言うのでは、全然意味合いが違ってくると思う。

ですから、そういう部分を踏まえて、どのように今後進めていくのかというのは慎重に考えなければいけない前提で、どういうふうに進めるべきかというのは、みんな考えるべきじゃないかという御提案をさせていただいたということあります。それで、どうするという話です。

◎委員（堀 嶽君） 宮川さんと言い合いでいるというわけではないんですけども、やっぱりちょっと確かめておきたいのは、意味合いが違うと言われました。そこがちょっと僕の中では理解ができないですね。国や県と、市というのは対等の立場であって、それぞれ同じ税金を使って市民サービス、福祉の向上に努めているわけなので、その違うというのは何が違うのでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 意味合いが違うのは私の失言というか、ちょっと言葉の選び方が違ったかなあと。要は、先ほど言いましたように、我々が機関として決定して送るということの重みというものを自覚した上で、どういうような取り扱いがいいのかということをやっぱり考えるべきではないのかという意味合いで言ったつもりでしたので、誤解を招いたのであれば、その辺は訂正させていただきたいと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他の委員の御意見を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 以前のこの陳情という形のものを採択したときは、やはり多分、他市との比較がされて、市のほうもそういう状況も出してもらって、少し低い部分があるということで採択したというふうに思っています。だから、そういう状況を見ながらやっぱり考えなきゃいけないかなあというふうに思っています。

もちろん、願意については賛同するものでありますので、取り扱いについてはどうするのか。趣旨採択という形で全員が合意できるのかどうか。その辺だというふうになってくるのかなあというふうに思います。

趣旨採択というのは、当面実現は難しいかもしれないけど、願意に寄り添って賛成をするという意味ですので。それでみんながよしとするのであれば、それでどうでしょうか。

◎委員（関戸郁文君） 今の趣旨採択で結構でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 伊藤委員も趣旨採択で。

鈴木委員、どうですか。

◎副委員長（鈴木麻住君）　いいんじゃないですか。趣旨採択の意味で話をしました。

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは、通常でいくと聞きおくという形で。

[「一番最初に提案された堀委員に」と呼ぶ者あり]

◎委員（堀　巖君）　先ほど採択というふうに言ったんですけども、皆さんの意向に従わせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君）　わかりました。

それでは、皆さんの御意見がまとまったようですので、請願並みにという形ではありますけれども、趣旨採択というような形にはなってまいりましたので、採決をとりたいと思います。

陳情第8号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君）　挙手全員でございます。

採決の結果、陳情第8号は趣旨採択すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案のほうに入っていきたいと思いますが、一旦休憩をしたいと思います。暫時休憩します。

(休　憩)

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

議案の審査に入ります。

議案第69号「委託業務中の火災により生じた損害の賠償に係る和解について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　ことしの5月1日に起こった事故であります。

メーデーということで、私、江南市のメーデー集会に参加しに行ったんですけど、そのときに煙がすごく上がっているということも情報で流れまして、どうなっているのかなあというふうに思っていました。

金属小型家電の回収の際に、じんかい収集車から煙が発生したということと、その後、火が強くなつたということですが、どういう状況で発火したのかというのは、原因だとかは全て究明されて、その後の対処だとか注

意事項なんかで徹底されるなど、そういったことは行われているんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） この火災につきましては、先ほど木村委員さんから言わされたように、金属小型家電の回収中に煙が発火して、そういった煙が出た場合に、通常、鎮火できない場合のことを想定して、安全に積載物を排出できる場所まで車を移動させるんですけれども、最も近かった場所が、石仏の駅の東で収集中にそういうことが起きたものですから、清掃事務所が近いということで、その運転手の判断で搬入されました。

そのまま火の勢いが強くなつてあのようなことになつてしまつたんですけども、通常時は出火原因になるもの、一般的にはガスボンベですとか、燃料が入つたままのストーブ、それから電池を抜いていないガスこんろなどがあつた場合には、そういったものはよけて搬送するというようなことになつております。

一応ですね、火事発生時の対応については、直営、委託ともに適切な行動がとれるように、ふだんから朝礼等、機会を捉えて情報共有をしておりますけれども、より一層の情報共有と迅速な対応ができるように、火事発生後については改めて直営の環境員、それから委託業者へ注意喚起を行うと同時に、火事発生時の適切な行動について再確認はさせていただいております。

また、市民に対しては、火災発生後、地元石仏区においてチラシを回覧していただいたり、あと、広報の7月号においても火災発生についての記事を掲載いたしました。いずれも内容としては、市民に適切な分別について注意を促すというような内容の記事になつております。

◎委員（堀 巍君） 現物による弁償及び原状回復とあります。

左の概要の欄には、かご類や洗車場のアスファルト等の破損と。この内訳をちょっと教えていただきたいんですけど。例えば、原状回復というところでいくとアスファルトだと思うんですね。あと、現物による云々など、かご類やという、何が現物による弁償がなされたのでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 具体的に遭つた被害なんですけれども、アスファルト、あれは一部コンクリートの部分もあったんですけども、そこには激しく燃焼したものですから燃焼物がこびりついたり、あとアスファルト自体が剥がれたりとかいうようなことがありました。ちょうど洗車場であったため、早急な復旧が必要ということでした。

あと、かご類については、洗車場の横に一時的な置き場所があるんですけども、そこにかごを積んで廃棄物を入れておくわけなんですけれども、そこに置いてある網かご、それから網じゃない危険ごみ用のかご、蛍光管用の

かごがあったんですけども、それぞれが熱気によって表面が溶けたというような状況がありました。

あと、積載物を排出して火が激しく燃え上がったときに、委託業者の車に積んである消火器だけでは鎮火できなかつたものですから、清掃事務所に備えつけてある施設用の消火器を2本、そのために使用したものですから、その中身の補填、それから清掃事務所から、北側に倉庫があるんですけども、そちらに伸びる電線のほうが、ちょっと火にあぶられて表面がさく立つというようなこともありました。

あともう一点、洗車場の立水栓が3本立っているんですけども、そのうち2本が、これも熱気のため表面が溶解してしまったという被害がございました。

◎委員（堀 嶽君） わかりました。

それらは全て現物による弁償というもので新品をいただいたという意味の現物による弁償なんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） かご類については新品を現物で買っていただき、消火器については充填をさせていただいた、その分の請求はこちらには来ないという形でさせていただいております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 関連ですけど、運搬車両って被害はなかったんですか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 運搬車両のほうは、運転手さんの判断も適切であったこともありますて、車自体には損傷はございませんでした。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、議員間討議ということで。討論することは何かございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

議案第69号「委託業務中の火災により生じた損害の賠償に係る和解について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第69号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第70号「健幸都市宣言」について審査をします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも少し質疑をさせていただきました。健幸の「幸」、幸せという字について市民合意がとれているのかというところです。

いろんな懇話会などを開いて、それで合意を得ているという答弁だったというふうに思います。

これは、補正予算のほうに入ってくるのかなあというふうにも思うんですけど、健幸都市宣言をするに当たって、やはり字の問題というのは、やっぱりしっかりと市民に周知していくことが大事だというふうに思っています。普通の健康という言葉は、本会議で出ましたように4年生で健康という一連の文字として覚えるところで、その「康」を変えるわけですから、その辺は少し配慮が必要かなあというふうに思っているところですが、特に小・中学校の児童・生徒に対して都市宣言について周知する際は、やはりそういう配慮が必要だと思いますが、何か考えていることがございましたらお聞かせください。

◎健康課主幹（城谷 瞳君） 今、御意見をいただきましたとおり、健幸の「幸」の字、健やかではなく幸せの字を今回使っております。御意見のとおり、幸せの字を使うことにつきましては、広く周知が必要だというふうに考えてています。

周知をしていく際には、リーフレット、ポスター、のぼりなど、さまざまな啓発物品を考えておりますが、その際には、市民に皆様に広く御理解いただけるように「幸」の字、幸せの字を使った意味について説明を加えていきたいと思います。

また、小・中学生にポスターの募集のほうをさせていただいている際にも、この「幸」の字、幸せの字を使っているということにつきましては、説明のほうを加えて御案内をさせていただいておりますので、そのような形で、市民の皆様に御理解をいただくようにしていきたいと考えています。

◎委員（堀 嶽君） 今、普通の健康のグループ長が答弁されたわけすけれども、これは全体を見回しますと、どちらかというと市民協働みたいな全てを網羅するような内容になっていますよね。これは、担当課は健康なんでしょうか。担当部署として、これを宣言する担当部署、中心になるのは違

う部署じゃないのでしょうか。そこら辺の考え方をお聞かせください。

◎健康課主幹（城谷 瞳君） 現在、この健幸都市宣言につきましては、担当課ということで健康課のほうで進めさせていただいているところです。

今後、これをまた推進していくに当たりましては、先ほど堀委員が言われましたように、健康課だけの課題ではないというふうに捉えておりますので、関係する課とどんなふうに推進していったらいいかというところは、一緒に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

◎委員（堀 嶽君） 健康課の管轄でいうと、1番の食への关心とバランスのとれた食生活だけで、あとはスポーツ、それから五条川は環境、人と地域のきずなは市民協働、5番については本当に当たり前のことなんんですけど、これはどこの課にも属する話だと思います。

バランスからいって、本当にまちづくり全体の都市宣言になっているふうに感じます。だから、そこら辺が健幸というところから飛躍し過ぎているのではないかというふうな、そういう議論はなかったのでしょうか。

◎健康課主幹（城谷 瞳君） まず、懇話会の委員さんの中で御議論をいただいたときに、健やかで幸せでありたいという皆様の同意をいただいた中で、ヘルスの健康分野だけではなく、やはり生きがいですとか、やりがいというような部分についても盛り込みたいというような御意見をいただきまして、今回、案として示させていただいたようなものになっております。

◎委員（宮川 隆君） 小さく生んで大きく育てていただければいいかなあとは思うんですけども、ちょっと趣旨を変えさせていただいて、健幸宣言の後、これは実効性を担保するために、この9月議会においても五条川健康ロードの整備等の予算もついているんですけども、今後の大きな流れだと方向性みたいなもの、やっぱりどういう政策を打っていくのか、それからどういう計画をつくっていかなければいけないのかという大きなイメージがありましたら、今後のタイムスケジュールのイメージがありましたらお示しいただきたいなあと思うんですけども、いかがでしょう。

◎健康課主幹（城谷 瞳君） 今後の予定ということで、今具体的に決まっていますのは12月1日の市制記念式典に健幸都市宣言のセレモニーを行うということ、そこで宣言をさせていただくということと、それから平成31年1月には、記念イベントとして市民に広く周知していくためのイベントを予定しております。

それで、これから健康づくりの推進につきましては、岩倉市の総合計画に基づいて、健康医療、それから介護や福祉、生涯学習、食育などの各計画を持って推進していきたいというふうに考えております。

そのために、健幸都市宣言に係るそのものの計画を具体的につくるということは策定はしていきませんが、さまざまな分野で、先ほども申し上げましたように、いろんな分野が関係してくることでございますので、今現在、各課が実施しておりますさまざまな事業と、健康づくりと関連する事業について整理をさせていただいているところで、各課に照会をかけさせているところでありますので、組織横断的に自然体で取り組んでいけるように、話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 議員間で何か話し合っておくべきこと等、ありますでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、討論に入ります。

討論はございますか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第70号「健幸都市宣言」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第70号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案のほうはこれで終わりましたので、あと残りは請願と陳情ということですが、保育園関係の請願は午後に回しますので、その前に請願第4号と、それから陳情の第7号がありますので、これを午前中に行いたいというふうに思います。

それでは、請願第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」を議題といたします。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑はないようですので、討議に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第4号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員でございます。

請願第4号は、全員賛成により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第7号「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」を議題といたします。

では、最初に質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、議員間討議に入りたいと思います。

取り扱いについてどのようにしていきましょうか。御意見のある方、お願ひいたします。

◎委員（宮川 隆君） 内容的には、ああそなんだと気づかされる部分が多い、要は報道等で幾つか部分的には出てくるところだと思うんですけれども、総合的に考えるとどうなんだというのと、それからいただいた添付の資料が余りにも膨大で専門的過ぎるので、我々ではちょっと理解しかねる部分がある。かといって、市民生活の安定を考えるのであれば、こういう課題というところにも、やっぱり知識的に我々は持っていかなければいけないのかなという問題意識もあると思います。

そういう意味合いでいえば、これはちょっと要望に近いんですけども、請願団体等の関係者で、もし講師をいただけるんであれば、説明の機会をどこかで、委員長のもとでつくっていただいた上で、今後どうするのかという方向性を定めていけばいいのではないかなあと思うんですけども、個人的には。いかがでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に御意見ございますか。

◎委員（堀 巖君） 宮川委員の意見に賛同します。

やはり、ちょっと内容が多岐にわたっているので、その一つ一つが本当にどうかというところは、もう少し勉強が議員側も必要だというふうに思いますので、今回の取り扱いについては聞きおくということで、また新たに出していただくときに、今言った勉強会を兼ねてヒアリングができたらなあと私も思っています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に御意見ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、御意見ないようですので、この臓器移植に関しては非常に重要な問題でもありますので、議員個々においてしっかり勉強していただいて、また今、宮川委員が言われたように、陳情者の方に来ていただいて説明いただくということも、また一つの形ではあると思いますので、そういう形で今回は聞きおくということでおさめていきたいと思います。

じゃあ、聞きおくということでおろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。

それでは、一応午前中はここまでということで、保育園のほうは午後からということで連絡がしてありますので、ここで休憩に入りたいと思います。

午後は1時10分からでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、午後は1時10分からということで、よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、請願の審査のほうに入ります。

まず最初に、継続審査であります請願第2号「西部保育園の維持・存続に関する請願」を議題といたします。

最初に、請願者の方から報告をしたいということで申し出がありましたので、お願いをいたします。

◎陳述人（甲山海緒君） 継続審査で私たちの請願に対し、大変議論いただき感謝いたします。

私たちは、公立保育園の適正配置・適正規模の方針について、市民、特に統廃合が実施される時期に納税責任を負う子どもを持つ保護者に対して、市当局からの説明責任が十分に果たされていないことに不安を持ち、より多くの市民の声を市長に届けるため、岩倉保育保存会として市民活動団体登録を行いました。

8月2日に行われた公立保育園の統廃合に係る懇話会の前に、公立保育園の適正配置案は、統廃合を基準とした懇話会での策定ではなく、広く保護者などの市民との対話をを行い、子どもたちにとってよりよい保育と公立保育園の継承が行われることを望みますという要望趣旨の署名活動を行い、たった2週間で4,500名にも迫る署名を提出させていただきました。この署名は、提出期限を過ぎた今も私のところに届いていて、その関心の高さを実感して

います。

7月31日に市長へ直接署名が手渡されました。そこへは、公立保育園統廃合に係る懇話会に出席されている副市長、長谷川部長も同席されていましたが、8月2日に行われた懇話会では、市当局から署名について伝えられることはありませんでした。その対応には、市民の声をなかつたものとする市の不誠実さを感じ、憤りを覚えました。たった4万5,000人の人口のコンパクトシティー岩倉市で4,500名に迫る署名の重みをいま一度考えていただきたいとお願い申し上げます。

もう一点、改善をお願いしたく申し上げます。

私たちが提出した請願3件のうち、2件が継続審査となりましたが、6月議会の後、連絡がなく、8月21日の夜、8月23日朝10時から厚生・文教委員会への出席の提案がありました。連盟者の多くが保育園に子どもを預けることが必要な仕事を持っている保護者です。前々日の夜に連絡が入り、何人が出席できるでしょうか。連絡を受けた代表者は、500名にも及ぶ請願者に一軒一軒伺い、出席を求めなければいけません。その負担に関して考えていただけなかったと感じる点があり、今後、改善いただけますようお願い申し上げます。私たちはただの保護者です。何の利益も立場もなく、ただただ自分の子どもたちと、その先に生まれるであろう孫たちのことを考えて活動しています。その純粋な思いを受け取ってくださいますよう、市当局の皆様、議員の皆様にお願い申し上げます。

岩倉市の公立保育園は質の高い保育で、近隣他市からも評価される優良公共施設です。これは、継承されるべき岩倉市の宝です。岩倉市が県内でも早い段階で行ってきた幼保連携、一元化の布石が本当に子どもたちの人権を守る形になっているのか、第三者委員が置かれ、正しく管理されているのか、いま一度しっかりと考えていただきたいと願います。私たちが望むのは、あくまで全国でも一目を置かれる岩倉市公立保育園の保育基準が継続されることです。私たちの思いを御理解いただければ、むちやと思われるがちな私たちの請願3件の思いを受け取っていただけるものと確信しています。

岩倉市子ども条例でも掲げられている子どもの人権を守るために、児童福祉施設としての保育機能は守られるべきと考えます。財政難による公共施設の縮小に当たって、満足度が高く、必要とされている公立保育園の統廃合を優先せず、十分に市民の意見を聞くことを望みます。

以上です。ありがとうございました。

◎委員長（鬼頭博和君） 御意見ありがとうございました。

今の報告のほうは8月23日の件ですね、おくれたということで、まことに

申しわけございませんでした。今後、またそういったことがないように気をつけていきたいと思います。

それでは、説明のほうが終わりましたので、直ちに質疑のほうに入りたいと思います。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 繼続審査になっている2つの請願で、まずもって言わなきやいけないのは、請願者の方々に対して、議会が閉会中も継続審査するということで、閉会中もやはりきちんと議論しながら、しっかり進めていかなきやいけなかったというふうに思っています。そういう点で、この9月議会開会直前に委員会を開いて、連絡も遅くなつてということになつたことについては、委員全員の責任であるというふうに思っておりますので、そういう点では本当に申しわけなかったというふうにまずおわびしておきます。どうも申しわけありませんでした。

そういうところで、この2つの請願ですが、これは西部のほうだけをまずやっているんだよね。前提として、当局にお聞きしておきたいと思います。

岩倉市公立保育園適正配置方針というのはきちんと策定されていたんでしょうか、またどういう形で策定されたのかという点だとか、少し経過をお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 8月2日に第6回の懇話会を終了しまして、その後、現在に至るまで、まだ支援の委託業者との調整を行つている途中であります。

◎委員（木村冬樹君） 8月2日に第6回の適正配置方針の考え方に関する懇話会というので、最後ということでやられて、そこで考え方の案というものについては、案を消して考え方ということで承認したということだったというふうに、承認というか議論を終えたところだというふうに思うんですけど、今の時点で、まだ適正配置方針というものについては、要するに市が適正配置方針を策定するために委託している業者のところとの調整が今続いているという理解でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） はい、そうです。

◎委員（木村冬樹君） それは、今後のスケジュールとして、どういうふうな状況になっているんでしょうかということと、具体的にどういうところが調整に時間がかかるといふ段階なんでしょうか、その辺について少し説明をお願いします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 最終的に、委託コンサルタント業者がございますので、成果品という形で、今までのアンケ